

# 令和3年度（2021年度）事業計画

## I 基本方針

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、人と人が直接に会うことによってできるつながり、支え合う地域福祉活動の従来のかたちは、大きな変容を余儀なくされています。

そのような中、本会では、生活福祉資金「新型コロナウイルス特例貸付」及び食支援を通して、収入の減少により生活が困窮している相談者に対応しています。また、コロナ禍に

おける地域住民の生活の変化に伴い改めて地域課題のリサーチを行い、その解決に向けた新たな方法を模索しながら事業に取り組んできました。

更に、中央区の福祉向上のために必要な取り組みについて、職員全員で協議を重ね、中長期的な活動目標を示す「地域福祉活動推進計画（第2期）」の策定に向けた検討も行いました。

令和3年度は、このような取り組みをふまえて、新たな地域課題に対応できるよう自律性と先駆性を発揮し、現状に柔軟に適応しながら、「誰もが住み慣れた地域で安心して生活できる支え合いの地域づくり」のため、多様な方々とのつながりを意識しながら、以下の5つの内容をベースとして事業を進めていきます。

1. 「地域共生社会」の実現に向けて、本会の使命及びビジョンの確認を行いながら、令和3年度からの新たな中期的指針とする「地域福祉活動推進計画（第2期）」の策定段階で明確になったオンラインの活用等、速やかな対応が必要な課題について早急に対応します。また、状況により事業の改廃も含め、組織業務の全体のバランスを図りながら取り組みを進めていきます。
2. 地域における子育て世代の支え合いのしくみづくりのひとつとして、子どもの学習支援やこども食堂等の「こどもの居場所」づくりに関して、地域住民、児童福祉施設、NPO 団体及び学校等の関係者のネットワークを活かし、新規開設、運営及び事業の発展等、継続した支援に取り組みます。

3. 地域住民、ボランティア、NPO 団体、社会福祉法人・社会福祉施設及び企業等が、身近な地域で協働して地域課題を発見し解決するしくみづくりをしたり、居場所を運営したりする際に、本会の総合力を活かして支援し、小地域における全世代・全対象型の包括的な支援体制の構築の推進に取り組みます。また、福祉的な課題等により地域との関わりが希薄であったり、一般就職等が難しかったりする方を対象に、役割があり、やりがいの持てる居場所を提供します。
4. 複合的な福祉課題及び制度の狭間にある社会的孤立等への対応をする上で、多様な機関・団体と連携できるよう、本会事務局組織が「縦割り」でなく横断的に役割・機能の確認を行い、組織の連携体制の構築を行います。あわせて、職員の育成に努め、様々な地域福祉活動をサポートできる組織を目指します。
5. 活動財源としての善意銀行及び赤い羽根共同募金配分金について、それぞれの財源の趣旨に沿って有効に活用します。さらに、募金活動を通じた寄付文化の定着を進めるとともに、各事業に適した財源確保に努めます。

## Ⅱ くらしの安心を支えるまちづくりの推進

### 1. 地域福祉事業

既存の制度や支援体制では対応が困難な福祉課題を抱えていたり、複合した福祉課題があつたりする方が地域の中で孤立してしまわないよう、地域の方々や専門機関等とのネットワークを構築する等の支援のしくみづくりを、地域福祉ネットワークを中心とした本会の総合力で行います。

#### (1) 区生活支援課くらし支援窓口との連携による生活困窮者への支援

くらし支援窓口のアウトリーチ機能を担いながら、様々な生活課題や福祉課題の解決・支援に向けて、地域住民組織と関係機関のネットワークにより、地域での支え合いのしくみづくりを行います。また、「地域におけるニーズキャッチのしくみづくり」「制度の狭間・複合化する福祉課題への支援」に取り組みます。

#### (2) 外国にルーツを持つ世帯への支援 【拡充】

中央区民の1割以上が外国人、外国籍及び外国にルーツを持つ方（以下、「外国にルーツを持つ方」という。）であり、ことばの壁や文化の違いなどに起因する複合的な課題が存在します。このような世帯への支援について、地域福祉ネットワークと子育てコーディネーターの連携を軸として取り組みます。

##### ①地域交流

外国にルーツを持つ世帯の方々が地域の中で活躍することができるよう支援します。



##### ②コミュニケーションの促進

やさしい日本語の研修会を、企業、学校及び小地域において実施し、円滑なコミュニケーションの推進を支援します。



##### ③子どもの学習支援

学校での勉強に不安をもつ児童への学習支援及び放課後の居場所となる場の運営を支援します。また、学習支援の場の新規立ち上げ支援を行います。

##### ④防災活動への参画

災害に備えて、防災に関する啓発及び情報の伝達等について、地域住民とともに考える機会が持てるよう支援します。

#### (3) 社会福祉法人連絡協議会（ほっとかへんネット中央）の運営支援

ほっとかへんネット中央の事務局として、法人の地域公益的活動が、課題を

抱える方々を支援するしくみのひとつとなるよう協働します。また、災害時に近隣地域と連携・協働できるよう働きかけるとともに、災害ボランティアセンターとの連携について検討します。

あわせて、小地域単位において地域に施設・事業所をもつ多分野の社会福祉法人が連携し、総合力で地域における福祉課題に対応できるつながりづくりを進めます。

#### **(4) 福祉的な課題等のある方への「しごと」の場提供、支援者ネットワーク**

就労準備支援を実施している事業所や支援者等と連携しながら、福祉的な課題等により地域との関わりが少なく、就労することが難しい方を対象に、役割や生きがいを感じることができる居場所を提供します。

## **2. 高齢者福祉事業**

生活支援コーディネーターを中心として、地域団体等の方々やあんしんすこやかセンター等の関係機関と連携し、地域の方々が安心して住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域における高齢者の見守り活動の支援及び高齢者の生活課題に対応できる支援体制の構築を図ります。また、コロナ禍での外出制限等による新たな課題に十分に適応しながら、地域支え合い活動の推進を行います。

#### **(1) 生活支援体制の整備**

多様な主体による多様なサービスの提供により、高齢者を地域で支えていく地域づくりの体制整備を行います。また、新たな担い手の発掘及び育成を行い、集い場等の活動へのマッチングに取り組みます。

#### **(2) 高齢者見守り調査の実施**

民生委員児童委員協議会と連携して「高齢者見守り調査」を継続して実施します。

#### **(3) 小地域における見守りネットワークの推進**

ひとりぐらし高齢者や障がい者等の要援護者に係る地域の支援関係者が、地区民生委員児童委員協議会や復興住宅を単位として定期的に会合をもち、見守りや支援が必要な世帯の早期発見とケース別支援策の検討及び関係団体との情報交換等を行うとともに、友愛訪問等の支援活動の充実を図ります。また、地域で対応困難なケースについては専門機関へつなぐことにより、地域の支援関係者と専門機関の連携を図ります。



#### (4) ひとりぐらし高齢者ふれあい給食サービス事業

閉じこもりがちなひとりぐらし高齢者等にコミュニティへの参加の機会を提供し、孤独感の解消及び相互のふれあいを深めることを目的として、給食会を通じた交流事業を実施する地域福祉活動団体に対し、助成等の支援を行います。また、コロナ禍における活動が市の方針に基づいた対策が講じれるよう支援を行います。

#### (5) ひとりぐらし高齢者友愛訪問活動事業

民生委員児童委員とボランティアが協力し、ひとりぐらし高齢者等を対象に定期的な見守り活動（友愛訪問）を実施するグループに助成等の支援を行います。

#### (6) テレフォンサポート「お達者コール中央」の実施 【拡充】

高齢者への重層的な見守り活動のひとつとして、電話によるお元気確認・お話相手を希望して本会に登録しているひとりぐらし高齢者を対象に、ボランティアが電話でお元気確認し、会話の中から聞き取った困りごと等を関係機関につなぎます。コロナ禍で孤立しがちな状況をかんがみて、関係者への事業周知とニーズの掘り起こしを行います。（実施日：毎週火・木曜日）

#### (7) 「つどいの場支援事業」の実施

地域住民等によって運営され、高齢者の誰もが自由に参加できて、地域の身近な居場所となる「つどいの場」を充実させ、高齢者の介護予防と地域での支え合いの体制づくりを進めます。



#### (8) コロナ禍での地域支援 【新規】

新型コロナウイルス感染症拡大により飲食を伴う地域活動が制限されている中、それに代わる地域活動を始めるきっかけとして、オンラインをツールとした交流会や地域を巡るウォークラリー等を他機関と連携して進めます。



#### (9) エンディングノートの活用 【新規】

令和 2 年度地域ケア会議の実務者会において検討した「エンディングノートを活用した充実した生き方の支援のあり方」に基づいて、地域における勉強会等を実施し、エンディングノートをツールとしたつどいの場の創出につなげます。

### 3. 子育て支援事業

児童館の管理運営、活動支援及び地域の方々や関係機関との協働による地域の子育て支援活動に加えて、地域におけるこどもの居場所としての子ども食堂や学習支援の場の支援、子どもの孤食防止及び学習意欲の向上を図る取り組みを推進します。また、子育ての悩みを身近な居場所において相談できるような相談体制を構築し、虐待の防止につなげます。

#### (1) 児童館の管理運営

神戸市社会福祉協議会が指定管理者となっている生田川、八雲、神戸諏訪山、清風の4児童館と山の手学童保育コーナーの管理運営を行います。

#### (2) 児童館及び放課後児童クラブの運営支援

中央区内11児童館及び6学童保育コーナー（2学童保育コーナーは灘区）との連絡を密に取り、巡回支援をしながら課題解決を共に目指します。

- ①子育てコーディネーターによる児童館及び学童保育コーナーの巡回
- ②児童館職員の資質向上を目指し、本会主催の研修会を実施（年4回）

#### (3) 地域の子育て支援

こども家庭支援課、子育て応援プラザ中央と本会の三者で、子ども子育てサポート事業を展開します。



#### (4) こどもの居場所づくり事業への支援 【拡充】

情報交換会を実施し、団体の横のつながりや交流を促します。また、現状とニーズの把握を行い、新規活動の立ち上げや既存の居場所への運営支援を推進するとともに、運営主体、地域住民及び関係機関との連携を強化し、地域ぐるみで子育て世帯の見守りネットワークを構築していけるよう、本会の総合力を活かし進めます。



#### (5) 中央区子育て応援事業の実施

児童館で実施している親子遊びや在宅で簡単にできる工作などの紹介動画を作成し、オンラインで配信を行うことで、コロナ禍におけるあそび提供の新しい形を作ります。

また、児童館職員が関係者とともに事業を企画・準備することにより、子育てネットワークの強化と職員の資質向上を図ります。



#### (6) 外国にルーツを持つ児童への支援（再掲）

## (7) 子育て世帯包括支援

中央区内での虐待案件が増えている現状をふまえ、こども家庭支援課と連携し、身近な社会資源である児童館をはじめとする子育て支援施設を活用した在宅育児家庭への支援を強化します。

### ① 子育て情報紙「ほっと♡ほっと」保存版の発行

区内の親子の集い場などの情報を集約した子育てマップを作成し、地域情報・社会資源の提供ツールとして、子育て世帯包括支援事業や子育て関係機関等で配布します。

### ② 「ファーストステップ事業」

初めて児童館等の子育て支援施設へ行く親子やプレパパ・ママに支援者が同行し、地域との関わりのきっかけづくりを支援します。



### ③ 「おしゃべりほっとタイム」

子育てに関する悩みを気軽に話せる場をもち、育児不安の解消並びに虐待の防止及び早期発見につなげます。

## 4. 障がい者福祉事業

地域における障がい者への理解を深めるとともに、障がい者の自立や社会参加等を支援するため、当事者や支援者のネットワークと連携します。

### (1) 中央区自立支援協議会への参画

地域における障がい者に関する課題の共有や関係団体等との連携を図るため、中央区自立支援協議会の活動への参加、協力を積極的に行います。

### (2) 障害者地域生活支援拠点との連携 【新規】

災害時等の障がい者への支援について、障害者地域生活支援拠点と連携して検討を進め、地域の見守り活動を推進します。

### (3) 障がい者（児）への理解、啓発

障がい者（児）への理解、啓発を行う福祉学習を行う学校へ、機材の貸し出し等の支援を行います。

### (4) 手話入門講座の開催

平成27年4月1日に施行された「神戸市みんなの手話言語条例」に基づき、広く区民に対し聴覚に障がいのある方への理解促進や手話活動の裾野を広げる活動として手話入門講座を開催します。

## **5. 相談・援助事業**

総合相談体制の構築を目標に、本会職員のチーム力を活かした対応を行うとともに、中央区役所各課及び関係機関との連携を密にすることに努めます。

### **(1) 心配ごと相談所の運営**

中央区民生委員児童委員協議会の協力により、毎月第 2 火曜日に窓口を設置し、区民が相談しやすい環境整備を行います。

### **(2) 成年後見制度の利用手続き 中央区相談窓口の開設**

神戸市社会福祉協議会と連携し、成年後見制度の案内窓口を毎月第 4 木曜日に設置します。

### **(3) 生活福祉資金の貸付**

生活福祉資金の貸付事務とともに、生活困窮者自立援助事業等との連携により、低所得世帯の経済的自立や社会参加の促進、生活再建を支援します。



### Ⅲ つながり、支え合うこころの醸成

#### 1. ボランティアセンターの運営

ボランティア活動への参加希望者や団体に登録いただき、ボランティア依頼者とのコーディネーションがスムーズに行える体制づくりのため、講座や研修会の実施及びボランティア活動の環境の整備に努めます。また、地域課題に対応するための新たな担い手の発掘や養成に向けて、講座を開催するなどの取り組みを行います。

##### (1) ボランティア講座・研修会の開催

###### ①中央区手話入門講座 (再掲)

###### ②「居場所」ボランティア養成講座 【新規】

ボランティア活動の基礎及び「傾聴」に関する技術を身につけ、さまざまな居場所で必要とされる担い手を養成することを目的として開催します。

###### ③ウォークラリーサポートボランティア養成講座 【新規】

地域の高齢者が身体を動かすきっかけとなるようウォークラリーを実施し、それをサポートするボランティアを養成することを目的に開催します。

###### ④オンラインサポーター養成講座 【新規】

新型コロナウイルス感染症拡大を受けて地域活動が制限されている中、ふれあい給食会等を行うグループと出演ボランティアをオンラインでつなぎ、飲食以外の活動を取り入れる事を促進したり、飲食中の会話ができない間に視聴いただいたりできるように、それをサポートするボランティアも養成します。

###### ⑤子育て応援サポーター養成講座

子育て中の親が気軽に立ち寄れる“居場所”で活動するボランティアの養成を目的に開催します。

###### ⑥外出サポートボランティア養成講座 【新規】

既存の制度では対応が困難な外出（通院・通学、余暇的な外出等）のサポートの希望が増えています。このニーズに対応できるボランティアの養成を行います。

###### ⑦中央区ボランティア交流会

中央区ボランティアセンターに登録する個人、団体を対象に、情報交換及び交流を行うことによる活動の活性化をねらいとして開催します。



## (2) ボランティア活動の支援と活性化

「ボランティア災害共済」の手続き業務や「県民ボランティア活動助成」等の助成金の手続き業務、車いすを含む備品の貸出、ボランティアルームの使用受付等といったボランティア活動の環境の整備等を通じて、ボランティア活動に対する支援、活性化を進めます。



## (3) 福祉教育の推進

小・中・高校生を対象に、体験的な学びを通して福祉への啓発と理解促進を目的として福祉教育プログラムを実施し、次世代の福祉の担い手育成に努めます。

### ①認知症

令和元年度赤い羽根共同募金配分金事業で作成したオリジナル DVD を活用し、中・高校生が認知症高齢者及び家族の気持ちを考えながら認知症についての理解を深めるとともに、支援のあり方について考える機会を持ちます。

### ②障がい

多様な障害について、障がいの特性と関わり方を考える機会を持ちます。

### ③防災

区内の公立及び私立中学校 10 校を対象に「中学生による防災活動支援事業」を実施し、中学生が防災・減災の意識・知識を高め、地域の一員としてできることに気づく機会を持ちます。また、ふれあいのまちづくり協議会へも参加を呼びかけ中学生と地域住民がつながるきっかけづくりをします。

### ④地域福祉

さまざまな地域福祉活動に赤い羽根共同募金が活用されていることを知るとともに、福祉課題を解決するしくみづくり及び支え合いのまちづくりに貢献する地域支援者の活動について理解を深められる機会を持ちます。

## (4) 災害ボランティアセンター設置を想定した対応

災害時のボランティア募集方法の整理や、災害ボランティアセンターの立ち上げを想定した資材等の整備を行います。また、災害ボランティアセンター立ち上げを想定した訓練を実施し、本会の職員対応、区役所との連携について検討、確認します。

## (5) 「K O B E シニア元気ポイント」制度の運営への協力

神戸市が新たに実施する「K O B E シニア元気ポイント」制度の運営に協力し、シニア層の方が地域の支え合い活動等に参画いただくしかけづくりに取り組みます。



## (6) 地域福祉活動の多様な担い手の発掘 【拡充】

地域住民、ボランティア、NPO 団体、社会福祉法人・社会福祉施設、企業等の多様な担い手が、中央区内における様々な「支え合い」活動を知り、地域課題である「担い手の発掘・育成」や「担い手と活動の場のマッチング」の可能性を探る機会として「中央区支え合いミーティング」実施します。

また、高校生、専門学校生及び大学生等の活動をコーディネートし、地域におけるボランティア活動の多世代化を目指すとともに、コロナ禍に対応するため、オンラインを活用します。

## 2. 募金活動等助成金の広報・啓発

神戸市中央区共同募金委員会による赤い羽根共同募金運動及び歳末たすけあい運動に寄せられた募金を、中央区の社会福祉団体、社会福祉施設、ボランティアグループ等へ助成したり、本会が推進する地域課題の解決のための取り組みに活用したりすることにより、地域福祉の活性化を図ります。

### (1) 赤い羽根共同募金助成金事業 【拡充】

共同募金運動の強化及び配分事業の透明化の実現に向け、寄付者の理解を得られるような募金の使いみちの透明化に取り組みます。また、赤い羽根地域づくり助成（公募助成）が新たな地域活動の進展につながるよう広報するとともに、寄付者の助成金事業への見学及び参加をコーディネートし、顔の見える関係の促進を図ります。

### (2) 歳末たすけあい募金助成金事業

歳末たすけあい募金の財源を活用し、新たな年を迎える時期に、高齢者、障がい者等が地域において孤立することなく自分らしく安心して暮らすことができるよう、支援を行います。

- ①85 歳以上の見守りが必要なひとり暮らし高齢者への支援
- ②重度心身障がい児家庭、交通遺児家庭への支援
- ③障がい者福祉団体への支援
- ④ひとり暮らし高齢者ふれあい給食会等への支援 等

### (3) 善意銀行の運営

- ①「こども×笑顔 地域まるごと応援プロジェクト」の実施

新型コロナウイルス感染症流行により、在宅で子育てをする世帯等を

支援します。

ア. 「MU・SU・BI 食堂」

自宅で食事をしている子どもやその保護者へお弁当等の支援をします。

イ. 「キッズボランティア」

児童が、地域の高齢者や新型コロナウイルス対応に尽力されている医療従事者へ応援メッセージを発信します。

ウ. 「青空こどもプロジェクト」

小学校の校庭及び公園等にて講師の指導により児童が外で体を動かしたり、集団遊びの楽しさを体験します。

エ. 「こどもカフェテラス」

児童が気軽に学習や話ができる居場所づくりを支援します。学習の見守り及び傾聴する活動を実施します。

- ② 善意銀行事業が中央区の方々に浸透するよう、ホームページや SNS、イベント等において啓発の機会を取り入れていきます。
- ③ 長年預託いただいている企業や個人に対し、理事長表彰を行い、今までの活動に対して感謝を伝えるとともに、表彰式を通じ、より多くの方に善意銀行事業を知っていただきます。
- ④ 日々ご寄付いただく金品預託の払出事業の他、該当者が確認できた場合に交通遺児助成金や火災見舞金事業を実施します。
- ⑤ 善意銀行にご寄付いただいた金銭をもとに、地域の実情や預託者の意向に合わせた助成事業を実施し、中央区の地域福祉の向上に努めます。

### 3. 顕彰（理事長感謝状の贈呈）

多年にわたる社会福祉活動及び金品労力の提供により、地域の社会福祉増進に貢献した団体等に感謝の意を表すとともに、社会福祉活動を広める一助とすることを目的に、理事長感謝状の贈呈を行います。

### 4. 広報・啓発活動の推進

地域の方が本会への理解を深められるよう、日々の活動について紹介する他、助成金情報やイベント情報など、関連団体から寄せられる情報を発信します。

**(1) ホームページの内容の充実**

本会の事業の紹介や福祉に関する情報の発信に努めます。

**(2) SNS (Facebook・Twitter・Instagram) の活用**

事業開催及び報告を中心にタイムリーに情報を発信し、より多くの方々に地域に密着した地域福祉活動を紹介します。

**(3) 広報掲示板「ペチュニアギャラリー」の運営**

区役所 1 階フロア壁面の掲示板に、児童館や子育て支援事業、共同募金運動等について広報を行います。

**(4) 子育て情報紙「ほっと♡ほっと」保存版の発行 (再掲)**